

地域主体の人権教育・啓発をめざして ～公民館人権問題研修会の取組～

那珂川町 那珂川町教育委員会【自治公民館】
社会教育課 主任主事 栗田 大

1. 事業名

「自治公民館人権問題研修会」

2. 事業の目的

自治公民館を地域の人権・同和問題の啓発拠点とし、様々な人権問題について住民一人ひとりが認識を深めるとともに、差別を見抜き、差別をなくす実践力を高めることを目的とする。

3. 事業の実施主体

行政区自治公民館、那珂川町教育委員会

4. 連携・協力機関・団体等

那珂川町区公民館連絡協議会

5. 実施に至る経緯

差別のない一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりをめざし、地域における人権・同和教育の推進運動を展開するため、那珂川町教育委員会と各行政区の自治公民館で組織している那珂川町区公民館連絡協議会が連携し、自治公民館主体で人権問題研修会を開催することで、自治公民館を地域の人権・同和問題の啓発拠点とする取組を始めました。

まずは、自治公民館に研修会の推進役を担ってもらうため、公民館に人権に関する専門の役職「人権問題研修部長」を設置するところから始め、さらに、那珂川町区公民館連絡協議会主催で、年間5回の人権問題研修会を開催し、長い年月をかけ、人材育成に励みました。

人権問題研修部長については、昭和60年に1区、昭和61年に9区、昭和62年に12区と徐々に広がり、現在は、町内全ての自治公民館で設置しています。

また、自治公民館人権問題研修会については、平成元年に6区、平成2年に17区とこちらについても徐々に広がり、平成28年からは町内全ての自治公民館で人権問題研修会を開催しています。

6. 事業の内容

人権問題研修会の開催にあたり、自治公民館に主体性を持ってもらうため、研修会のテーマ・日程・講師選定をはじめ、周知活動や研修会当日の準備・進行まで自治公民館が担当しています。那珂川町教育委員会は、講師との日程調整・打合せは担当しますが、その他は自治公民館のサポートに徹しています。

また、那珂川町区公民館連絡協議会主催で、人権問題研修部長を対象とした研修会を開催し、日常生活において、様々な人権問題が身近にあることを感じてもらうとともに、各自治公民館で人権問題研修会を開催するまでの一連の流れを伝えています。



【人権問題研修部長研修会】



【自治公民館人権問題研修会(東隈区)】



【自治公民館人権問題研修会(山田区)】



【自治公民館人権問題研修会(上梶原区)】



【自治公民館人権問題研修会(仲区・向原区合同)】

研修会終了後はアンケートを実施し、意見等については、次年度の人権問題研修会に反映させ、より充実した研修会となるよう努めています。

7. 事業の成果

(1) 自治公民館人権問題研修会の定着

昭和60年から取り組み、町内全ての自治公民館で人権問題研修会が開催されるまで約30年かかりましたが、現在では、着実に地域に定着しています。

また、自治公民館役員の任期交代の際にも、人権問題研修会の開催が引き継ぎ事項となっており、継続して身近な公民館で研修に参加できる場づくりができています。

(2) 地域の人権教育推進者の育成

那珂川町区公民館連絡協議会主催での人権問題研修会を継続して実施することで、地域が主体となって研修会を開催できる実力がついています。

例年、講師については、自治公民館と那珂川町教育委員会が連携して作業していますが、近年では、自治公民館によっては、研修会開催までの全ての作業を自分たちが実施しており、地域の人権教育推進者の育成が徐々にではありますが、着実に進んでいます。

8. 今後の課題

(1) 人権問題に対する温度差

自治公民館人権問題研修会の開催にあたり、公民館役員の方とお話した際に、一部の方については、人権問題に対する認識の温度差を感じるため、これを解消するための取り組みを検討する必要があります。

(2) 自治公民館人権問題研修会参加者の偏り

研修会後に実施するアンケートでは、50代・60代が最も多く、20代・30代が少ない結果が出ています。

自治公民館で周知活動（回覧板でのチラシ配布など）を実施していますが、若い世代の低い参加率が課題となっており、新たな手法を検討する必要があります。

問合せ先

〒811-1241 福岡県筑紫郡那珂川町後野1丁目5番1号 那珂川町中央公民館
Tel:092-952-2092 Fax:092-952-2093
Mail:shakai@town.nakagawa.fukuoka.jp